

山形県鳥獣保護区等位置図

令和 7 年度

この図面は保護区等の位置を示したものです。
区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

狩猟者の皆さんへ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
等関係法令を守りましょう。

1. 狩猟をするときは、「狩猟者登録証」と「銃砲所持許可証」を必ず携帯し、「狩猟者記章」を胸部又は帽子に必ず付けてください。
2. 鳥獣保護区、公道、自然公園特別保護地区、社寺境内、墓地では狩猟をすることはできません。この位置図をよく見て、鳥獣保護区などがあるかどうかよく確かめてください。
3. 柵などに囲まれている区域や作物のある区域で狩猟する場合は、占有者の承諾を得なければなりません。
4. 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に管轄する森林管理署へ入林届を出しましょう。
5. 特定猟具使用禁止区域では特定猟具を使用して捕獲することはできません。特定猟具使用禁止区域(銃)には、特定猟具使用禁止区域(銃)または銃猟禁止区域の標識が設置されております。その区域では、銃猟をすることはできません。銃猟のできる時間は日の出から日の入りまでです。
6. 狩猟鳥獣捕獲禁止区域では一部の狩猟鳥獣を除いて狩猟をすることができません。凡例を確認してください。
7. 1日あたりの捕獲制限を守りましょう。
8. 4月30日までに狩猟者登録証と狩猟鳥獣捕獲報告票を必ず交付を受けた総合支庁に返納してください。返納しない場合には罰則が科せられる場合があります。

その他下記の事項に注意して狩猟を行いましょう。

1. ハンターとしてのマナーを守りましょう。狩猟者と出会ったら、お互いにあいさつをしましょう。
2. 標識(足環)のついた鳥獣を捕獲、または取得したときは、鳥獣の種類、性別、捕獲(取得)日時、捕獲(取得)場所を記し、標識とともに総合支庁に提出してください。

